

基本計画（社会保険に関する手続）に関する論点

1. 電子申請率の目標設定について（前回論点①）

○3手続（※）について、電子的申請、電子申請それぞれの現状と数値目標について、以下の様式にて記載いただきたい。

※被保険者賞与支払届（厚生年金保険）、被保険者報酬月額算定基礎届（厚生年金保険）、健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（厚生年金保険）

申請方法	現状	取組期間目標 (2019年度末まで)	将来目標 (○年度末まで)
電子的申請 ※オンライン申請に 加え、CD, DVD 含む	●%	●%	●%
電子申請 ※オンライン申請 のみ	●%	●%	●%

2. A P I 連携について（前回論点②）

（1）A P I 連携の推進について

①大手企業で広く使われている人事・給与ソフトでも、ターンアラウンド形式のCDに適応しておらず、市販のCDを使わざるを得えず、CDでの届出によるメリットを享受できない、といった声があるが、このような問題の所在は承知しているか。承知している場合、問題解決に向けた課題はいかなる点にあるのか。

②オンライン申請の仕組みは、時間的・金銭的コストが最小化されるような形で構築される必要があると考えられるが、ソフトウェア開発会社ではなく、ユーザーの声を直接に聞くような機会は設けられているのか。

（2）社会保険システム連絡協議会について

①「社会保険システム連絡協議会」（以下「協議会」という）について、以下ご教示いただきたい。

- ・これまでの検討テーマ、検討内容、各回の議事録
- ・議論を踏まえた関連システムのA P I 改善状況

②協議会には、小規模クラウドベンダーまで含めて参加しているのか。小規模クラウドベンダーまで含め、関係者と意見交換の場が設けられる必要はないか。

3. コールセンター／インターネット対面会話システム（前回論点③）

（1）コールセンターへの意見の分析と対応

- ①コールセンターに寄せられている意見・相談内容を分析した結果をお示しいただきたい。
(何の手続がどのように不便なのか、質問が多い手続は何か等)
- ②寄せられた意見に対する改善・対応状況をご教示いただきたい。
- ③コールセンター以外に寄せられた、相談・問合せの把握状況、対応状況等につき、ご教示いただきたい。

（2）インターネット対面会話システムの導入検討

○コールセンターでは対応が難しい質問への対応について、インターネットを活用した対面・会話システムを使用した相談窓口導入を検討いただきたい。また、検討に際して以下についてご教示いただきたい。

- ・検討作業の工程・見通し
- ・システム導入に必要となる時間（いつから導入できるか）

4. マイナンバー連携による手続の廃止（前回論点④）

- ①健康保険組合における住所変更届の省略につき、工程を年度末の基本計画改定に明記されるよう検討願いたい。
- ②本基本計画分野に関し、マイナンバー連携により、現在、情報照会可能な関連業務をご教示願いたい。
(内閣府番号制度担当室ホームページに掲載されている、以下の情報で間違いないか。)
<http://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/renkei02.pdf>
- ③本基本計画における取組で、前回論点④で議論したもの以外に関し、マイナンバー連携により廃止する手續は何か。また、廃止に向けた段取り、廃止時期についてご教示いただきたい。
- ④マイナンバー制度上は廃止が可能なのに、廃止を検討しない手續があれば、当該手続の名称とその理由をご教示いただきたい。
- ⑤本基本計画分野で、マイナンバーによる情報連携の拡大（制度改正が必要なもの）について、現時点での検討状況をご教示いただきたい。

5. 従業員の押印・署名の省略（前回論点⑧）

- ①「押印・署名の原則廃止」に向けた検討を年度末までに終え、基本計画の改定に反映いただきたい。仮に、押印・署名が引き続き必要と判断される手續がある場合、どのような理由があると考えられるか（法令上に根拠がある、といった理由でなく、より実質的な理由として）。
- ②押印・署名の省略のために、法令（法律、政令、省令）の改正が必要なものについては、

当該法令の名称と改正が必要な箇所をご教示いただきたい。

6. 社会保険システム刷新の計画と検討状況の公表について（前回論点⑨⑪⑫）

○社会保険システムの改修について、以下の点に関してご教示いただきたい。

- ・社会保険システム刷新の計画、検討状況
- ・オンライン申請システムの改修のために要する費用、時間、技術的な課題
- ・形式的な自動システムチェックを可能とするために要する時間

7. 標準報酬月額制度について（前回論点⑩）

①標準報酬月額に関し、標準報酬月額（※）の算定・届出に係る事業者側のワークフロー（直接的な作業に限らず、従業員への確認などの関連作業を含む。）を教示いただきたい。また、それぞれのフローに関し要する時間を教示いただきたい。その上で、それぞれのフローに関し、短縮・見直しの方針に関し教示いただきたい。

※ 算定基礎届、賞与支払届、月額変更届にかかる手続を含む、標準報酬月額制度にかかる制度全体としての作業負担が見える形でお示しいただきたい。

※「年末調整処理業務の効率化の検討 最終報告資料」（2008年2月20日IT戦略本部電子政府評価委員会提出資料）参照）を参考にワークフローを書いた上で、時間を教示いただきたい。

②現物給付にかかる情報など、標準報酬月額の算出に必要な情報を含んだ、従業員の所得にかかる情報を政府として一元的に集めることとすると、事業者は「ワンストップ」で情報を提出することとなり利便性は向上し、政府全体としての「最適化」も図られると考えられる。個人情報保護などの別途慎重に考慮すべき点はあると考えられるが、このような考え方につき、厚生労働省としての見解如何。

8. 各制度におけるローカルルールについて（前回論点⑭）

①労働保険に関し、事業所設立に係る申請の際に、業態を把握するため等としてパンフレット等を求める例があるとの説明があったが、統一的な運用となるよう、対応されたい。

②規制改革ホットラインに寄せられている以下の意見につき、見解・対応を教示されたい。
(生命保険協会、平成29年9月29日提出)

【提出者】生命保険協会

【提出日】平成29年9月29日

【提案の具体的な内容】

各地方の労働局にて事務取り扱いが統一されていない現状を改め、全国統一の事務対応としていただきたい。

【提案理由】

- ・地方により手続き方法が異なっていると、事業主における事務の本社集約化・システム化が困難となり、生産性を高めることができない。
- ・例えば、育児休業開始時の届出の際、ある公共職業安定所では、「育児休業給付受給資格確認票」および「休業開始時賃金証明書」、従業員が記載した育児休業にかかる申請書、母子健康手帳の写し等の必要添付書類の提出で可とされるのに対し、ある公共職業安定所ではそれに加え、事業主の回答状（従業員の育児休職の申請を承認した証跡）の提出も求められる。この点については、「育児休業給付受給資格確認票」に事業主が証明印を押印することにより当該休業を事業主が承認したことを見認可能と思われるため、事業主の回答状添付を不要と

する手続きに統一していただきたい。

- ・また、雇用保険法施行規則 16 条・17 条に基づく、離職証明書の作成方法も地方により異なっている。具体的には「離職票－2」の賃金記載方法について、記載場所の指示が異なっていたり、計上する対象の指示が異なっていたりするなど指示が統一されておらず、社内統一のシステム化に支障をきたしている。
- ・現在、各省庁において行政手続コストの削減に向けて基本計画を策定し、取り組まれているところであるが、行政手続コストを削減するうえでは、ルールが全国で統一されていることが大変重要と考えられるため、事務対応を統一してほしい。

③別添は、事業者などへのヒアリングで出てきた意見であり、「ローカルルール」に該当すると思われるものである。このような意見につき、現状認識、対応方針・時期につき教示されたい。

9. シェアード会社による電子申請について（前回論点⑯）

①「シェアード会社」による電子申請ができない理由は社会保険労務士法に抵触するため、という説明であったが、同法の改正により電子申請を認めようとする場合、どのような法益が失われると考えられるか。

②「シェアード会社」を利用する企業グループでは、実態として、社会保険関係手続の書類作成はもっぱらシェアード会社が請け負い、最終的に各企業の代表が内容を確認の上押印して提出しているだけではないのか。そのような実態があるのだとすれば、業務委任関係を明確にした上で、シェアード会社から電子申請を認めるることは、責任の所在が明らかになると同時に、情報交換の相手も集約されることから行政にとっても業務の効率化に資するものであり、更には事業者側の電子申請環境の整備の推進にも資するものと考えられるが、いかがか。

※ここでいう「シェアード会社」は、例えば、グループの 100%子会社のような出資関係で、企業グループ以外からの請負は想定していない。

10. 行政手続コストの測定結果の根拠について（前回論点⑰）

○行政手続部会第 1 検討チーム（第 2 回）、資料 3－2 の 31～35 ページに掲載している行政手続コストの測定結果について、具体的な測定根拠（コスト測定の対象とした作業範囲、作業時間の工程ごとの内訳、ヒアリング対象とした事業者数、規模等）をお示しいただきたい。また、「基本計画策定のための作業方針」（平成 29 年 4 月 21 日 行政手続部会）では、作業時間の計測につき、「申請書類、添付書類の作成・収集に要する時間に加え、事前の準備（情報収集、相談）に要する時間…を含みうる」とされているが、事前の準備にかかる時間も含んでいるという理解でよいか。

以上